税制改正に伴う減免措置の流れ

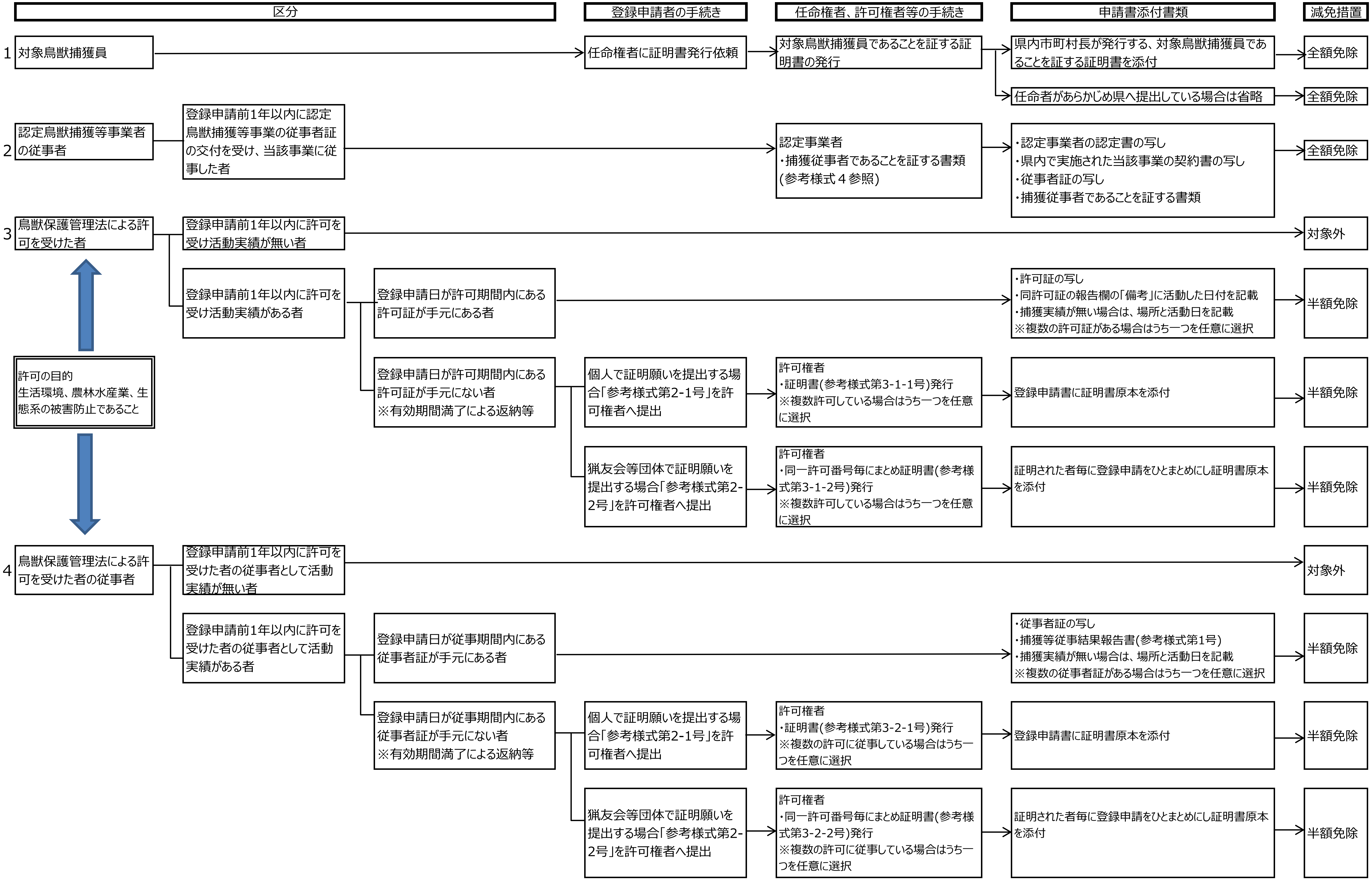

区分			登録申請者の手続き	任命権者、許可権者等の手続き	申請書添付書類	減免措置
1 対象鳥獣捕獲員			任命権者に証明書発行依頼	対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書の発行	県内市町村長が発行する、対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書を添付	全額免除
					任命者があらかじめ県へ提出している場合は省略	全額免除
2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	登録申請前1年以内に認定鳥獣捕獲等事業の従事者証の交付を受け、当該事業に従事した者			認定事業者 ・捕獲従事者であることを証する書類(参考様式４参照)	・認定事業者の認定書の写し ・県内で実施された当該事業の契約書の写し ・従事者証の写し ・捕獲従事者であることを証する書類	全額免除
3 鳥獣保護管理法による許可を受けた者	登録申請前1年以内に許可を受け活動実績が無い者					対象外
	登録申請前1年以内に許可を受け活動実績がある者	登録申請日が許可期間内にある許可証が手元にある者			・許可証の写し ・同許可証の報告欄の「備考」に活動した日付を記載 ・捕獲実績が無い場合は、場所と活動日を記載 ※複数の許可証がある場合はうち一つを任意に選択	半額免除
		登録申請日が許可期間内にある許可証が手元にない者 ※有効期間満了による返納等	個人で証明願いを提出する場合「参考様式第2-1号」を許可権者へ提出	許可権者 ・証明書(参考様式第3-1-1号)発行 ※複数許可している場合はうち一つを任意に選択	登録申請書に証明書原本を添付	半額免除
			猟友会等団体で証明願いを提出する場合「参考様式第2-2号」を許可権者へ提出	許可権者 ・同一許可番号毎にまとめ証明書(参考様式第3-1-2号)発行 ※複数許可している場合はうち一つを任意に選択	証明された者毎に登録申請をひとまとめにし証明書原本を添付	半額免除
4 鳥獣保護管理法による許可を受けた者の従事者	登録申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として活動実績が無い者					対象外
	登録申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として活動実績がある者	登録申請日が従事期間内にある従事者証が手元にある者			・従事者証の写し ・捕獲等従事結果報告書(参考様式第1号) ・捕獲実績が無い場合は、場所と活動日を記載 ※複数の従事者証がある場合はうち一つを任意に選択	半額免除
		登録申請日が従事期間内にある従事者証が手元にない者 ※有効期間満了による返納等	個人で証明願いを提出する場合「参考様式第2-1号」を許可権者へ提出	許可権者 ・証明書(参考様式第3-2-1号)発行 ※複数の許可に従事している場合はうち一つを任意に選択	登録申請書に証明書原本を添付	半額免除
			猟友会等団体で証明願いを提出する場合「参考様式第2-2号」を許可権者へ提出	許可権者 ・同一許可番号毎にまとめ証明書(参考様式第3-2-2号)発行 ※複数の許可に従事している場合はうち一つを任意に選択	証明された者毎に登録申請をひとまとめにし証明書原本を添付	半額免除

許可の目的
生活環境、農林水産業、生態系の被害防止であること